

地公退ニエース

No. 88
2009. 2. 6
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

基礎年金の完全税方式化などをテーマに 地公退・自治退合同学習会開かれる

今年の地公退・自治退合同幹部学習会は、一月二日に例年と同じ箱根湯本のホテル箱根路開雲（元東京都共済保養所）で、地公退役員と日退連・都市交退・全水道退・都退協からそれぞれ六〇人、自治退から自治退役員を中心にする四〇人の合計八〇人が参加した。今年は、昨年一月に最終報告を出した社会保障国民会議に参加した権丈善一慶応大学教授から「社会保障国民会議の報告」という講演を受けた。社会保障国民会議は、福田前首相の肝いりで昨年一月に設置され、福田辞任後も会の論議が続けられ一月最終報告が出された。この報告は、「社会保障の機能強化」という基本方向を打ち出し、最近財界が声高に主張し始めた「基礎年金の完全税方式化論」には大きな問題点があることを試算で示すなど、政府や財界の思惑とは違ったものとなった。

また、学習会では、はじめに眞柄会長が年頭挨拶を行い、講演の後に川端事務局長が「地公退として、総選挙などの緊急事態に備えつつ、退職者連合が提起する『介護保険料・所得税・住民税・国民健康料の天引きを口座振替方式との選択制に改めよ』の運動を積極的に推進しよう」と地公退の当面の方針を提起した。

麻生内閣の居座りを許すな―眞柄会長が決意

眞柄地公退会長は、この合同学習会でつぎのような年頭の決意を表明した。

「先日、野党提出の解散決議案に賛成し自民党を離党した渡辺元行革大臣が『国民運動を起こす』といったが、野党こそが『国会解散・麻生自公政権打倒』の大国民運動を展開してほしい。国会の中でも、一月末からはじまる今年度の本予算案審議で、深刻な状況の雇用問題や麻生首相自身の無能・無責任・揺れ続ける政策の基本方向などをしっかり取り上げて緊迫した状況を作り国会解散に追い込む野党の攻勢を期待している。麻生首相自身は七月に開かれるロンドンサミットに出たがっており九月の衆議院の任期一杯まで居座る

物価上昇でも本年度の年金額は上がらず―物価スライド特例と相殺―

厚生労働省は一月三〇日に平成二二年度の年金額について前年と同額とすることを発表した。

この基礎になったのは総務省が同日発表した平成二〇年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率で、一・四％**A**であった（総務省は例年原則として一月二六日の属する週の金曜日にこのデータを公表する慣行となっており、厚生労働省の年金額発表もこの日に行われることが多い）。

一方、名目手取り賃金変動率（平成一七年度から一九年度の実質賃金変動率等を基に算出）は〇・九％**B**で、消費者物価上昇を下げた。この場合、地公退ニュースNo.87で既報のとおり年金額改定は低いほうの賃金変動率で改定することと決められており〇・九％が今年改定を必要とする高さとなる。

しかし、九九年から〇一年までの間に物価が下がったが年金を据え置いた特例分一・七％（物価スライド特例）**C**を吸収し終えてから実際の改定をするという定めになっているので、今回年金引き上げはない。いわば、一・七％の貸しのうち〇・九％を取り返し、あと〇・八％の貸しが残っているという政府側の整理である。退職者

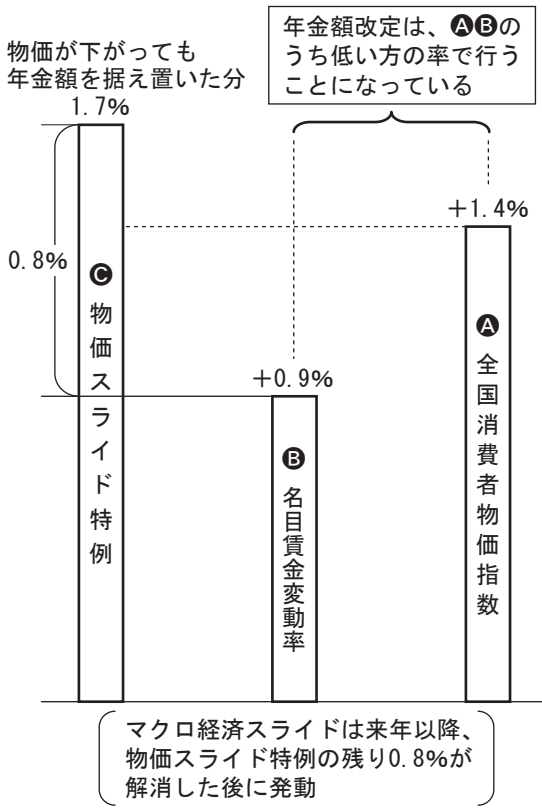


雇用拡大を図っているが国は知らぬ顔だ。

昨年実施が強行された後期高齢者医療制度について、退職者連合は団体署名を厚生労働省に提出をしたが、廃止法案は衆議院でたな晒しとなったままだ。舛添厚労大臣の『七五歳見直し』発言もどこかに行ってしまった。議論が深められるべき消費税上げも三年後と明言すべきかどうかの与党内のやり取りで終わりそうだ。

選挙を意識した今回の国会では、昨年の医療制度問題のようにわれわれ退職者の具体的な運動課題を絞りにくい。退職者連合では、介護保険制度について四〇歳の加入・六五歳の適用の裾野を広げることと保険料の年金からの天引きを『選択制』に変更するよう政府・自治体などに働きかける運動を展開することになっている。地公退も、これに応えた運動推進と、『麻生政権居座り反対・解散総選挙』の運動を現職と協力して全力を挙げて行きたい。」

連合は物価スライド特例の廃止を要求しているが、今年是实现せず物価上昇があっても年金の引き上げはないという発表となった。また、適用の有無が注目された「給付額抑制の手段であるマクロ経済スライド」による調整は物価スライド特例が解消されてから発動することとされているので〇九年度は行われないうこととなった。



基礎年金の全額税方式化は企業負担の肩代わり

権丈善一教授の講演（要旨）

小泉「改革」は医療などの崩壊を招いた

二〇〇六年六月の経済財政諮問会議で、当時の小泉首相は「『税負担を増やしても必要な政策をやってほしい』という声が出るまで歳出は切り詰めるだけ切り詰める」と発言した。小泉「改革」の本質を表した発言だ。深刻な医師不足などの医療の危機、介護福祉職員の低劣な労働条件や人手不足などの介護制度の危機が、進行してきた。一昨年の参院選での与党の敗北は、このような政策への批判がもたらしたものであろう。

社会保障制度の充実、社会・経済の安定的発展のために絶対必要なことであり、国に固有の財産がある訳ではないから、国民は税や保険料などの「代金」を払う必要がある。日本は、「代金」を払っている順番は、OECD加盟国の中でメキシコ、トルコ、韓国（いずれも高齢化の状況が日本の一九六〇年代の状況）について下から四番目という低さである。小泉内閣が「小さな政府（低い『代金』）」で今日の社会保障の危機を促進した。

基礎年金の全額税方式案とは

昨年一月に福田首相の肝入りでつくられた社会保障国民会議に、自民党などの社会保障政策を批判してきた私が自公両党からの推薦で入った。私は、これまでの流れが社会保障制度の持続性を強調して制度を収縮させてきたことを批判し、制度の機能強化に転換することを主張した。その上で、基礎年金の全額税方式化の三案についての試算（シミュレーション）をすることを提案しそれが実現した。基礎年金の全額税方式化とは、国民年金・被用者年金共通の基礎年金部分を全額国庫負担にして、国民年金保険料未払い問題をなくし国民全部が保険料を別に払わなくとも基礎年金の受給者になれるというものである。この案は、それまでの民主党や連合の主張とは別に、一昨年一〇月の経済財政諮問会議で経団連代表が提唱し始め、一部自民党議員や日本経済新聞が声を大にして主張しはじめた。

この案によれば、基礎年金分の保険料（現制度では、国民年金は本人負担のみ、被用者年金は本人と企業が折半負担）はゼロになり、金額が税金で賄われることになる。年金制度出発時から税方式であったオーストラリア、ニュージーランド、カナダ以外では、保険料方式から税方式に移行した国はない。わが国で現在の保険料方式から完全税方式に移行するには、税方式への移行後の基礎年金給付について、移行以前の保険料の納付者と未納者との受給権の差異をどのように処置するかによって、つぎの三方式が考えられる。

A方式―過去の保険料納付実績については無視し全員の基礎年金の満額六・六万円支給を行う。（保険料納入者と未納者との、納入者の受給権を無視するという重大な不公平が生じる。）

B方式―過去の保険料未納期間については、その期間分の税方式の基礎年金給付を減額する。（基礎年金を全員に給付という制度の改定の目的から外れ無年金者が出る。「何のための税方式？」ということになる。）

C方式―過去の保険料納付期間に関わる分については、その期間分を税方式の基礎年金に上乗せして支給する。（税での負担が膨大となる。）

完全税方式は国民の大きな負担増となる

A方式に〇九年度から移行すると、一四兆円の増税が必要（法定通り国庫負担を二分の一に引き上げるための二・三兆円は別に必要）で、消費税率に換算すると五％に相当する。

B方式でも、九兆円（消費税率換算で三・五％）の増税が必要。

C方式―加算額を保険料相当の二分



けんじょうよし かず 権丈善一氏 プロフィール
慶應義塾大学商学部教授。
1962年 福岡県生まれ 慶應義塾大学商学研究科博士課程修了。
06年～ 社会保障審議会委員
08年1～11月 社会保障国民会議に参加
08年9月～ 高齢者医療制度に関する検討会
「医療政策は選挙で変える―再分配政策の政治経済学IV」（2007年慶應義塾大学出版会）など著書多数。

の三・三万円としても、二四兆円（消費税率換算で八・五％）の増税が必要となる。

この試算結果、三方式のいずれをとってもサラリーマンは、基礎年金財源となる消費税増税額が基礎年金の保険料減少額を大幅に上回り、月々数千円～二万円超の負担増となる。また、すでに保険料を払い終わっている人や年金受給者も消費税増税分だけ新たな負担増（消費税率三・五％の引上げ）となりその分は保険料の追加二重支払いになる。さらに、消費税の上げ幅が小さいB方式でも未納未加入者の多くは、給付ゼロか低額となり抜本的には救われないまま、逆に消費税引き上げ分だけ負担増を求められる。さらに、未納未加入者の完全解消には最短六五年はかかる。

未納未加入の増加は制度破綻につながる

「未納未加入の増加で年金財政は破綻する」と宣伝されているが、これはまったくの嘘である。給付に必要な保険料はその年度に集まらなくても年金積立金の取り崩しで充当される一方、未納未加入者には将来年金給付をしないため、年金財政面から見ればマイナスにはならない。皮肉なことに現行制度の国庫負担分は、未納未加入者が多ければ少なくて済む。さらに、「納付率六六・三％」（〇六年度）は国民年金の被保険者だけのもので、公的年金全加入者七、〇五九万人のうちの三四〇万人（四・八％）にしかならない。僅かな人のために現制度を変えることは適正ではない。

このように、完全税方式は、多くの国民が大幅負担増となり、低所得者が多いと考えられる未納未加入者問題の解消にもつながりにくい。社会保障国民会議で公表された試算結果は、多くの国民が負担増となる一方、基礎年金の事業主負担・年間三・七兆円がゼロになるので、事業主（企業）のみメリットがあること（企業からサラリーマンへコストの移行）を明らかに示している。

必要な医療・介護・教育への重点投入

私は、現行の年金制度は、おおむね適正と考えている。「高齢の現受給者は年金を貰い過ぎている」という声もあるが、現受給者の世代は現役の頃は親の世代を個人的に支えてきており今日子どもから個人的に支えられてはいない。今は、個人の世話・仕送りが年金という社会的なものに変化している。ただ、未納・未加入者対策を放置してよい訳はない。保険料減免の職権適用や、パート・アルバイトの保険料の半分を事業主が負担する厚生年金への加入の道を広げるとか、生活保護制度を利用しやすくするなど、国民が老後の生活を安心して暮らせるよう対策を強める必要がある。

安定的な社会の発展に必要な社会保障制度の充実には、その「代金」を増やしていかなければならないであろう。消費税を引上げて社会保障制度の充実に充てるとしたら、基礎年金の全額税方式化に投じるのは賢明ではない。貴重な消費税は、疲弊が著しい医療や介護、際立って財源の手薄な教育や保育、子育て支援などに充てられるべきだろう。高齢者医療、国民健康保険、介護保険などや、救急や産科・小児科の立て直し、介護保育労働者の賃金引上げなど新財源の具体的な重点投入を必要とする分野は多い。これらに投入する新財源確保こそ早急に協議すべきだ。

△文責は編集部▽